+-+

令和5年3月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和5年3月15日 開会 令和5年3月15日 閉会

国見町農業委員会

令和5年3月

国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	渋	谷	福	重	君	2番	赤	坂	正	弘	君
3番	佐	藤		武	君	5番	佐ク	【間	久	子	君
6番	斎	藤	紀	次	君	7番	八	島	富	_	君
8番	佐	藤	浩	信	君	10番	井	砂	秀	明	君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

石 母 田 地 区 担 当 齋 藤 光 弘 君 小坂・泉田地区担当 黒 田 武 君 貝田・光明寺地区担当 吉 田 和 男 君 高 城 地 区 担 当 髙 橋 一 博 君 西大枝・川内地区担当 松 浦 富 夫 君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長実況隆之君農業委員会事務局係長野村康宏君産業振興課課長佐藤智昭君

1. 議事日程

議事日程

令和5年3月15日(水曜日) 午後1時30分開会

1 会長挨拶

- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段面積の廃止につい て

議案第6号 令和5年度賃借料情報について

- 6 その他
 - (1) 国見町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集について
 - (2) 農地利用意向調査の結果について
 - (3) 次回以降の総会日程について

午後1時30分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。

お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、令和5年3月の国見町農業委員会定例総会を開会いたします。

1 会長挨拶

- ○事務局 会長より、ご挨拶をお願いいたします。
- ○会長(渋谷福重君) 皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところ、農業委員の皆様、また最適化推進委員の皆様、総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

大変天気がよくて、農作業が進む日程かなと思っております。桜の開花も昨日東京で出ましたので、何か平年から見ると、東京まで早いということなんですけれども、農業の業種によっ

てはあまり早いのも心配だなということもありますんで、適切にいってほしいなと思っております。

あと、それから、最後にちょっと時間をいただくようになりますので、よろしくお願いいた します。

それでは、審議のほう、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

2 議事録署名人指名

- ○会長(渋谷福重君) それでは、議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○会長(渋谷福重君) 2番、赤坂正弘委員、7番、八島富一委員にお願いいたします。

3 欠席者

○会長(渋谷福重君) 続きまして、欠席者の報告ですが、今総会において欠席者はおりません。

4 会務報告

- ○会長(渋谷福重君) 続きまして、会務報告に移ります。 事務局お願いいたします。
- ○事務局 【農業委員会会務報告について説明】
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

〇会長(渋谷福重君) 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(3件)について説明】
- ○会長(渋谷福重君) 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○会長(渋谷福重君) ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといた します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長(渋谷福重君) 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題 といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

- ○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(9件)について説明】
- ○会長(渋谷福重君) 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号49番の案件について、現地調査の結果を西大枝・川内地区担当、松浦富夫推進委員より、よろしく説明をお願いいたします。

- ○西大枝・川内地区担当推進委員(松浦富夫君) 3月8日に事務局1名と確認いたしました。 問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いします。
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

続きまして、受付番号50番、51番、52番、53番、56番の案件について、現地調査の結果を小坂・泉田地区担当の黒田武推進委員より説明をお願いいたします。

- ○小坂・泉田地区担当推進委員(黒田 武君) 同じく3月8日に事務局と現地5か所を確認 いたしました。事務局の報告どおりですので、よろしくお願いします。
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

続きまして、受付番号54番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、吉田和男推進委員より説明をお願いいたします。

- ○貝田・光明寺地区担当推進委員(吉田和男君) 3月9日に事務局と現地を見てまいりました。何ら問題ないと確認しましたので、よろしく審議のほどお願いします。
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

同じく受付番号54番の案件について、現地調査の結果を高城地区担当、髙橋一博推進委員より説明をお願いいたします。

- ○高城地区担当推進委員(髙橋一博君) 先日8日のときに、事務局1名と現地を確認した結果、何ら問題ないと認めますので、ご審議のほうよろしくお願いいたします。
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

同じく、受付番号54番の案件について、現地調査の結果を西大枝・川内地区担当、松浦富夫 推進委員より説明をお願いいたします。

- ○西大枝・川内地区担当推進委員(松浦富夫君) 事務局と、今日確認いたしました。何ら問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いします。
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

続きまして、受付番号55番の案件について、調査の結果を石母田地区担当、齋藤光弘推進委員より説明をお願いいたします。

- ○石母田地区担当推進委員(齋藤光弘君) 3月9日に事務局の方と現地を確認してまいりました。説明どおり何ら問題ないことを確認しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

- 6番、斎藤委員。
- ○6番(斎藤紀次君) 50番の、これいわゆる生前一括贈与のケースだと思うんだけれども、 3条申請にする必要があったのか、もっとほかに方法あったんじゃないのかなと思うんですけ れども。相談すれば、ほとんど無償できたんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、 その辺何か事情があるんでしょうか。
- ○事務局 一応農地法上、贈与でも移転ということでの申請。
- ○6番(斎藤紀次君) 贈与で手続にするに当たって、いろいろ補助金とかの財政のあるんで しょう、こういうふうにこうやると。
- ○事務局 あるんですけれども、一応農地法上はこういうようになっていますので。

- ○6番(斎藤紀次君) だから、直接相談があった場合、何ていのう、適正化事業とか何とか 使ってはやれない。
- ○事務局 適正化。
- ○6番(斎藤紀次君) うん。
- ○事務局 いろいろ事業がありますが、取り合えず農地法上では、法律どおり処理するという のが基本となっておりますので。
- ○6番(斎藤紀次君) 何かここであったのかなって、ずっと思ったんだけれども。
- ○事務局 一応農地法上決まっていますので、それはちょっとご理解願います。
- ○6番(斎藤紀次君)農地法上で必要なのは分かったけれども、これ3条という形でないと駄目なのか、ちょっとその点の。
- ○事務局 あと、この土地の広さ、認定農家になっていますので、そこをもう少し簡略化した 形で、利用権設定だと、登記簿謄本とかつけないでやれるんですけれども、今回のこの申請い ただいた段階で、こちらの行政書士さん通じて、3条で上がってきましたので。
- ○6番(斎藤紀次君) 上がってきちゃったからということなんでね。
- ○事務局 そうです、はい。
- ○6番(斎藤紀次君) 本来だったら、だから、最初から相談があれば、別なもっと簡単なやり方あったんじゃないのかなというふうに思うわけ。
- ○事務局 そうです、斎藤委員おっしゃるとおり、最初からのこちらにご相談あれば、行政書士さん通さないで、紙1枚でできますので。
- ○6番(斎藤紀次君) これは、だから、もともともっとアンテナ広げておけば、金使わないで、手続できたんじゃないのかなということを申し上げたい、僕は。
- ○事務局 その辺のことを、ちょっと今そういう申請になって、そういう場合が出てきますので、そういうことを皆さんのほうにも周知を徹底して、こういうケースもありますので、そこはちょっとお知らせしていきたいなと思います。
- ○会長(渋谷福重君) 今の件で申した人を、事務局で今度こうやってやるやつを、司法書士 さんの職業を妨害するみたいになっちゃうよね、上がってきたやつを。
- ○6番(斎藤紀次君) だから、上がってきちゃったらば、それ受けるしかないんだけれども。
- ○会長(渋谷福重君) そういうことね。
- ○6番(斎藤紀次君) その前の段階だから、相談されていればね。そんなの、だって、やんなくたって十分。

- ○会長(渋谷福重君) ほかに。
- ○6番(斎藤紀次君) あと、次、55か。これは、個人というか、株式会社が取ったの。
- ○事務局 はい。これも、今回の株式会社として。
- ○6番(斎藤紀次君) 株式会社が農地を取得して、農業経営やるという申請だったんですか。
- ○事務局 そうです、はい。
- ○6番(斎藤紀次君) この調査書で、株式会社がこんな簡単に農地取得できるの。
- ○事務局 一応県の農魚会議にも確認しまして、下限面積って、やっぱり法人が持てる面積あるんですけれども、それ、5,000平米持っていれば、所有地じゃなくて、借入地でもいいんですけれども、それがあれば、貸し借りは可能ですということで、確認は取ってございます。
- ○6番(斎藤紀次君) いわゆる株式会社で、農業経営の実績がなくたってできますよという 話だね。
- ○事務局 ○○○株式会社につきましては、さっき契約書あったと思うんですけれども、福島 市の方から土地を借りて、経営しているということで、そこは証明として、契約書の写しを添 付してございます。
- ○6番(斎藤紀次君) だから、この議案集の55のところにある経営実績がないという形になっているんでね。経営面積ゼロだよね、今。
- ○事務局 借入れ地のところに記載してございますので。
- ○6番(斎藤紀次君) 借入れ地にある。
- ○事務局 こちらについて、すみません、こちらのシステムの入力上、もともと借地者の方の 法人で登録されていない方だったので、手作業で入れる都合があるんですけれども、ちょっと 私のほうでそこを入力してございませんでしたので、それについては、議案集の資料にあると おり、借入れ地ということで、5,800ぐらいあると思うんですけれども、そこでご確認いただ ければと思います。
- ○6番(斎藤紀次君) だから、ちょっとこの資料じゃ確認できないわけだから、今そうやって説明があったけれども、その場所とかちょっと分かんないし、あと、申請書がかなり修正が多いと思うんだけれども、肝心な面積であるとかね。
- ○事務局 そこ、ちょっといろいろの。
- ○6番(斎藤紀次君) 会社として受けるにしては、あまりにもお粗末な書類の作成方法が。
- ○事務局 業者のほうからいろいろ報告がありまして、ちょっと記載間違っていましたとかなど、最終的のその契約書は、実は昨日ちょっと頂きまして、それでまた面積のほうがちょっと

違っていたってということで、記載した経過がございます。

- ○6番(斎藤紀次君) いや、だから、数字に対して、修正印、訂正印があるわけでもないし、 こんな形でやっていて、そんなのを受けていいのかいというのもあるんだけれども。
- ○事務局 法人は、なかなかないケースだったものですから、今後、そこは注意して、今回申 訳なかったんですけれども。
- ○6番(斎藤紀次君) だから、単純にこれの書類の中身だけ見ると、これもいまいち信頼に 欠けるというかね。
- ○事務局 そこが、すみません、会社のほうからも、賃貸借契約書の仕様になってございます ので、ご理解のほどお願いしたいと思います。
- ○6番(斎藤紀次君) だから、ちょっと今度は、こんな書類の中身でご了解って言われても、そういうのは、ちょっと今の、それこそ短時間というか、ほとんど見る時間もない中で話しているからね。それが中身を理解しろと言われても、ちょっと難しいなというのが今。いわゆる株式会社が農地を取得するというケースについて、私が農業委員会になってからないようだけれども。
- ○事務局 こういう案件、ないと思います。
- ○6番(斎藤紀次君) だから、そこの言ったことと、その内容の説明というか、実態がいまいちつかみ切れないというか。
- ○事務局 先ほどちょっとお話ししたんですけれども、県の農業会議にも確認しまして、法人 の場合ですと、5,000平米以上農地を持っていれば、農地を借りることができるという。だから、そこで。
- ○6番(斎藤紀次君) その要件は満たしているというんで、実際に経営能力があるのかどう かというのは。
- ○会長 (渋谷福重君) この146ページに会社定款なのかい。
- ○事務局 そうですね。
- ○会長 (渋谷福重君) 看板、内装、農作物の生産、販売って、この会社はやれるようになっている。
- ○6番(斎藤紀次君) 定款には、だから、農業経営もやられるということで定款にはなっているけれども、だから、その辺、結局、ここの農業委員会として、この方は、株式会社が本当にちゃんとできるのかということに対する判断する材料が乏しいような気がする。
- ○農業委員(佐藤武君) いいですか。

私、地元ですのでちょっと話聞いているんですけれども、この貸している方から、彼も話を聞いています、この会社のことについて。この会社というのは、そもそもこうやって土地を借りて、農作物作って、それを六次化商品として作って、それを自分ところで販売する会社だそうです。

- ○6番(斎藤紀次君) それ、実績のある会社なの。
- ○農業委員(佐藤武君) そうです、今までもやっています。

それで、この土地を実際借りたのは、もう2年前くらいになるかな、作ってはいるんですけれども、それで、杏を結局ドライ加工して、販売して、かなりいい実績をこの2年間で上げたので本格的にやりたいというようなことで、こういう形になったみたいですね。そのくらいのことしか聞いていないんですけれども、でも、こうやってやっている会社であるので、さほど問題ないんではないかなと。もしこれからうまくいけば、もう少し石母田の土地を借りて、やってもいいという話もあるそうです。

以上、私の知っている限りです。

- ○6番(斎藤紀次君) そういう説明が聞きたかったんだ。
- ○事務局 はしょったんですけれども、そのとおり六次化の食品、実際やっていまして、あとは、この○○○○さんの息子さんとこの○○○株式会社のほうでちょっと知り合いだったというところで、この今回の土地、2年前ですかね、その土地を借りて、栽培していくようにしたいという話で伺ってございます。
- ○6番(斎藤紀次君) 国見の町の中での実績というのはまだない。
- ○事務局 そうですね、はい。
- ○6番(斎藤紀次君) 賃貸なんだけれども、ほかの地域でのそれなりの実績はありますよという。
- ○事務局 そうです。それで、六次化として、この福島市の借りている畑もそうなんですけれ ども、それでいろいろ六次化して、加工してやっているところの話は伺ってございますので。
- ○6番(斎藤紀次君) いわゆる株式会社が取得するという、本当これうまくいくんだったら、 これまたモデルケースになるんでね。
- ○事務局 そうですね。
- ○6番(斎藤紀次君) あと周りもやるとかさ。だから、そういうものって、うまくいきそうなものとか、そういったものというのは、やはり情報としてやっぱり我々もっと知りたい。こういうものはやっているところがあるとかね。だから、うまくいっていない分とかあったので、

これが実績になれば、これから大きな参考になると思うんですよね。いろいろな株式会社とか、その気になったら農業経営ができますよということで、というようなことで、ちょっと質問しました。

○会長(渋谷福重君) ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○会長(渋谷福重君) 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

- ○事務局 【議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について説明】
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○会長(渋谷福重君) ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) ないようですので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長(渋谷福重君) 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

- ○事務局 【議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(1件)について説明】
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。 6番。

- ○6番(斎藤紀次君) 転用目的が、農家住宅ってなっているんですが、あえて一般の住宅じゃなくて、農家住宅とする意味って何かあるんですか。
- ○事務局 この○○さんにつきましては、一応今回農家住宅ということでで申請いただいているところでございます。
- ○6番(斎藤紀次君) だから、違う、農家住宅と一般住宅の違いって何なの。
- ○事務局 農家住宅については、確かに要件があります。耕作証明、年間60日以上従事して、 あとは、農地については1反部以上。
- ○6番(斎藤紀次君) それはそう、だから、農家住宅でなければならない理由というのは。
- ○事務局 結局、ここについては、市街化区域じゃなくて、市街化調整区域なんですよね。そうすると、普通の一般住宅というのは建てられませんので、市街化調整区域については、農家住宅、または分家住宅ということで、建てられる要件が定まってきますので、一般住宅のほうは建てらないということでございます。
- ○6番(斎藤紀次君) 自分の土地で建て替えるんじゃなくて、第三者がその土地を取得して も、その農家住宅という名目であれば、市街化調整区域でも家は建てられるという話。
- ○事務局 そうです、はい。
- ○6番(斎藤紀次君) そういう要件ある。
- ○事務局 あります。そこで、今回この件については、やっぱり県の許可になりますので、ここは、県の調査員が審査、当然ありまして、今回きちんとした形で審査のほうもしていただいて、大丈夫です、いいですよということで、事前協議でオーケーもらっていますので。
- ○6番(斎藤紀次君) 新たに家建てる人が農業経営をやっていて、農家であれば、それで特

別そういうところに建てられますよという。

- ○事務局 そうです。
- ○6番(斎藤紀次君) いわゆる例外の話なんだよね。
- ○事務局 そうそう、例外です。
- ○6番(斎藤紀次君) はい、分かりました。
- ○会長(渋谷福重君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 全員挙手であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

○会長(渋谷福重君) 次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といた します。

ここで、審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。

受付番号24番の案件に関して、10番、井砂秀明委員、受付番号26番、27番の案件に関して、 8番、佐藤浩信委員が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に関しては、議案を分割 して審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第4号について、議事参与の制限に該当しない案件について審議します。 事務局の説明を求めます。

- ○事務局 【議案第4号 農用地利用集積計画の決定(個人による所有権移転の申出が2件、個人による貸借の申出が23件、農地中間管理機構の福島県農業振興公社を通しての転貸の案件が3件の合計28件)について説明】
- ○会長(渋谷福重君) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

3番。

- ○3番(佐藤 武君) 9番なんですが、○○○○さんの土地、上野の21番と22の1番、これ 町道にかかって、もう買上げになっている土地だと思うんですが、昨年度からもう作っていま せん。これはどういうことでしょうか。
- ○事務局 今回、こちらから契約期間満了ということで、所有者、あと借り手の方に通知して、 ○○○○さんの家族の方から申出書頂いていて、今お話しあったような件について、ちょっと お話しいただかなかったので、そのまま議案として上げてしまいました。

そうすると……

- ○3番(佐藤 武君) 確認してみてください。
- ○事務局 はい、確認します。
- ○会長(渋谷福重君) 一部が道路になったということ、全部が道路なの。
- ○3番(佐藤 武君) 全部ではないはずです。
- ○会長(渋谷福重君) そういう関係だから、上がってきたかもしれない、
- ○3番(佐藤 武君) 多分何ぼかは残る、でも、多分猫の額ぐらいしか残らないけれども。
- ○事務局 じゃ、ちょっと確認させてください、すみません。
- ○3番(佐藤 武君) はい。
- ○会長(渋谷福重君) ほかにございませんか。
- ○10番(井砂秀明君) ちょっと確認したいんですけれども、受付番号1番、2番の所有権 の移転に関してなんですけれども、同じ人が土地を売買するに当たって、10アール当たりの対 価が違うんですけれども、この辺は何かがあって、こういうふうに分けてあるんでしょうか。
- ○事務局 譲受人の方から、特に理由があって、単価予算をつけているというお話は聞いておりませんでした。
- ○会長(渋谷福重君) こういうのは相対で決めるんだよね、そうじゃないかな。
- ○10番(井砂秀明君) いや、そうだと思うんですけれども、何か土地も大してそんなにあれなのに、何でそんなに違うのかなと思って、何かその土地に関して、何か有益性がないのか、あるのかという。分かりました。
- ○会長(渋谷福重君) ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長(渋谷福重君) ないようですので、質疑なしと認めます。 お諮りいたします。

議案第4号の議事参与の制限に該当しない案件について、国見町農用地利用集積計画の内容

が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号の受付番号24番の案件について審議します。

10番、井砂秀明委員は退席をお願いいたします。

[10番 井砂秀明委員退室]

- ○会長(渋谷福重君) それでは、事務局の説明を求めます。
- ○事務局 【議案第4号 農用地利用集積計画の決定(個人による貸借の申出1件)について 説明】
- ○会長(渋谷福重君) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号の受付番号24番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当である と認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号の受付番号24番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

10番、井砂秀明委員の退席を解きます。

[10番 井砂秀明委員入室]

○会長(渋谷福重君) 次に、議案第4号の受付番号26番、27番の案件について審議します。 8番、佐藤浩信委員は退席をお願いいたします。

[8番 佐藤浩信委員退室]

- ○会長(渋谷福重君) それでは、事務局の説明を求めます。
- ○事務局 【議案第4号 農用地利用集積計画の決定(個人による貸借の申出2件)について 説明】
- ○会長(渋谷福重君) 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○会長(渋谷福重君) ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号の受付番号26番、27番の案件について、国見町農用地利用集積計画案の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号の受付番号26番、27番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

8番、佐藤浩信委員の退席を解きます。

[10番 佐藤浩信委員入室]

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段面積の廃止について

○会長(渋谷福重君) 次、議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の 別段面積の廃止についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

- ○事務局 【議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段面積の廃止 についてを説明】
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第6号 令和5年度国見町賃借料情報について

〇会長(渋谷福重君) 次に、議案第6号 令和5年度国見町賃借料情報についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ○事務局 【議案第6号 令和5年度国見町賃借料情報についてを説明】
- ○会長(渋谷福重君) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

7番。

- ○7番(八島富一君) 田んぼの部で、これ最高額2万3,200円になっているんですけれども、 今の米の安い状況でこんなこと本当にあり得るのか、これは水利費が入って、こういうことに なっているのか、その辺のところ、分かる範囲でお願いいたします。
- ○事務局 一応借人が水利費払っている場合は5,200円プラスして、金額計算してございます ので、水利費は入っております。
- ○会長(渋谷福重君) 6番。
- ○6番(斎藤紀次君) 平均の額があるんですけれども、この平均の出し方というのは、要するにデータ数というのは、そのデータのやつを全部拾って平均しているのか、どういう計算で 平均出している。
- ○事務局 データ数、筆数全部拾って出します。
- ○6番(斎藤紀次君) そうすると、面積と全部。

- ○事務局 そうですね。
- ○6番(斎藤紀次君) 計算した上でこの平均が出てくるということ。
- ○事務局 そうですね。
- ○6番(斎藤紀次君) 分かりました。
- ○会長(渋谷福重君) ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第6号について、令和5年度国見町賃借料情報の内容が適当であると認める委員の挙手 を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号の内容については、適当であると決定いたします。

ただいまの議事については、これで終了といたします。

6 その他

(1) 国見町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

- ○会長(渋谷福重君) 続いて、その他に移ります。 その他、お願いします。
- ○事務局 【(1)国見町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集について説明】
- ○会長(渋谷福重君) よろしいですか。
- ○会長(渋谷福重君) ただいまの件については別にないですよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

(2) 農地利用意向調査の結果について

- ○会長(渋谷福重君) 次に移ります。
 - 次、農地利用意向調査の結果についてをお願いいたします。
- ○事務局 【(2)農地利用意向調査の結果について説明】
- ○会長(渋谷福重君) これについてはよろしいですよね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

(3) 次回以降の総会日程について

- ○会長(渋谷福重君) 続いて、次回以降の総会日程についてを事務局より説明お願いいたします。
- ○事務局 【(3)次回以降の総会日程について説明】
- ○会長(渋谷福重君) 5月ですね、よろしくお願いします。
- ○7番(八島富一君) 17日ではどうでしょうか。
- ○会長(渋谷福重君) ただいま17日という意見が出ていますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) では、5月は17日と決定いたします。時間は。

[「同じ」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 同じね。

ということで、日程は決まりました。

その他にまだありまして、産業振興課長はいないので、事務局から何かありましたら。

○事務局 すみません、それでは、私のほうから1点、山崎字前柳地内の資材置場の件だったんですけれども、議会のほうでも一般質問で、一刻も早く持っていってくれるという、もう出た状況なんですけれども、今日ちょっと株式会社○○○から話がございまして、あした取りあえず4トンほど業者に持っていって、それを産廃として燃やしている業者なんですけれども、そこでオーケーがもらえれば、そこで全部引き取ってもらえるというような話になったということで、明日取りあえず4トンで持っていって、それがうまく、それを燃やして、発電に使っているみたいな会社なんですけれども、うまくやれば、全部引き取ってもらって、あの場所から全部移動させてもらうという、今のところそういうような状況になってございますので、ご報告させていただきます。

あとは、違反転用の状態ということで、今ちょっと雪とか降ってなかなかできなかったですけれども、3月20日からきちんと事業計画どおりの工事を3月20日から5月10日頃までの予定で施工するというような話をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長(渋谷福重君) それでは、最後に、引き続き農業委員、農地利用最適化推進委員の皆

様から何かありますか。

はい。

○8番(佐藤浩信君) 皆様もご存じのとおりなんですけれども、ちょっと不慮の事故で1人 亡くなられまして、約5町歩近くの水田、結局、作付状態のあれが残っているんですけれども、 彼はうちに来ていた人だったんで、うちで代理作付をしたいと思うんです、今年の場合に関し ては。

5町歩くらいなんですけれども、問題なのは、その土地を貸し借りしている地主さんとの折衝がどういうふうになるかということで、一部の地主さんは、何か別な人にもうダイレクトに当たった方もいらっしゃるらしいんですけれども、ただ、あくまでも農業委員会を通してやっている分に関しては法律の問題がありますので、推進委員の方とか農業委員の方にもちょっとお手伝い願って、文章でその地主さんのほうに告知をして、今年は、ちょっととにかく、一応飼料用米なんですけれども、水田を作るんで、それ以降の件に関しては、その後でしましょうということをちょっとやりたいんですけれども、そのことに関して、ちょっと何か意見がありましたら、農業委員会の事務局の方にはちょっとお手数かけると思うんですけれども、ここにいない人たちが結構いるんですよね、地区以外の方、郵送で送るしかないと。そうすると、個人で送っても来ないので、もう役場の公文書であれば、ある程度反応してもらえるんじゃないかという心配なことがあるものですから。すみません、時期的なものでちょっと間がないので、うちもちょっと準備を今急いでおりますが、すみませんけれども、それでご協力をいただきたいと、そのお願いなんですけれども。

- ○会長(渋谷福重君) 緊急になった場合は対応できるということなのね。緊急で、例えば今年そのままいくってなれば、もう対応はできるということなの。
- ○8番(佐藤浩信君) 種はどうにか間に合ったのと、あと苗の作付もうちがすれば、1日分くらいなんで。

ただ、それじゃ、土地の貸し借り関係のやつがどういうふうになるか、地主さんとの対応。 何か種ダイも作っているみたいなんですけれども、種はやめたみたいなんですよね。だから、 飼料米にしちゃって、早く年送っちゃえば、うちも赤字にはならないだろうと。下手に代替作 付をすると、赤字になるというのがパターンなので。

- ○会長(渋谷福重君) 要は、事務局で中に入ってもらって。
- ○8番(佐藤浩信君) そうそう。
- ○会長(渋谷福重君) 今回前に進めたいという。

○8番(佐藤浩信君) ただ、地区の推進委員の方なんかにも、地主さんの関係が分からないんですよね、例えば塚野目地区とか何かなんて言われても。ところが、ここにいらっしゃらない、ほかの地区とか。

あとは、なぜそこのところでその土地を作っているかという、いわゆるいきさつがあるものですから、別な人に振ろうとしても、その人は拒否してしまうみたいなのがあって、やっぱりうちでやるしかないなということになっちゃったんで、はい。

すみません、お手数おかけいたします。

- ○会長(渋谷福重君) これは、事務局に相談しながら前に進んでください。
- ○8番(佐藤浩信君) これからこういうのは出てくると思うんだ。突然。
- ○会長(渋谷福重君) それでは、ほかには何かございますか。

[発言する者なし]

○会長(渋谷福重君) それがちょっと残念な話なんだけれども、先ほど最後に時間くださいって言ったのは、実は局長と係長が今度人事異動になってしまうんですよ。皆さんとこうやってお話しするというか、顔合わせてやるのは今日が最後なんですよね、お話しできるのが。

そんなもの、ちょっと早いかも分かりませんけれども。

「発言する者あり〕

○会長(渋谷福重君) 私が誰が来るかまだ言えないんですけれども、ちょっとなれた方も入ってくるような話は聞いています。

[発言する者あり]

- ○会長(渋谷福重君) ということなんで、誠に残念なんですけれども、ここでは皆さんに合うことは今日が最後だったもので、局長のほうから、ちょっと。
- ○事務局長 すみません、3月13日ですかね、内示、人事異動、内示ございまして、私今度、 監査委員の事務局ということでそちらに内示いただきました。

ちょっと令和3年4月1日から2年間ということで大変お世話になったわけでございますけれども、いろいろ土砂の農地のコンクリート化とか、あと、今、山崎字前柳地区の仮置場のいろいろ大きな問題が発生しまして、皆様には本当いろいろご協力、ご指導のほう本当にいただきまして、本当にありがとうございました。

これから令和4年5月に農地法の改正ございまして、これからの地域計画ということで、農業委員会の皆さんの目標地図、農地1筆ごとの、誰が耕作するかというのを作成する業務が新

たにこれから出てくるようになって、情勢がいろいろ変化していくかと思いますけれども、なお、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様につきましては改選がございますので、引き続き、私のほうから引き続きまた皆様につきましては、またお願いしますということで申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきたいと思います。

本当に2年間、まだちょっと残っているんですけれども、あと、今後ともまたよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

- ○会長(渋谷福重君) 係長も異動になって、行ってしまうので。
- ○事務局 私も局長と一緒に令和3年度から2年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

今年度、特に夏場から秋にかけて、大変皆さんお忙しい時期に農地パトロールにご協力いただきまして、ありがとうございました。やっぱり現場を歩いてみますと、遊休農地の実態について、本当実感したところです。国見町の基幹産業は農業でございますので、その基盤となる農地については、今後とも有効活用、あと遊休農地の発生防止・解消について、引き続きよろしくお願いします。

2年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

○会長(渋谷福重君) 私からも一言ね。本当にもう2人には2年間お大変お世話になって、、 本当にありがとうございます。

係長もいろいろありがとうございました。

○会長(渋谷福重君) これで、本総会を閉じます。 お疲れさまでした。

午後3時45分閉会

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する

令和5年3月15日

国見町農業委員会議長	(会長)	 (EI)
議事録署名人	(2番委員)	Œ)
議事録署名人	(7番委員)	<u> </u>
会議書記	(事務局長)	(FI)